

埼玉県訓令第二十五号

訓令

本庁  
地域機関

埼玉県労働委員会事務局  
埼玉県収用委員会事務局

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和二十七年埼玉県訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

9 在宅勤務（職員の住居等における勤務をいう。）を行う職員のうち、知事の指定するものの勤務時間及び休憩時間については、第一条及び別表（休憩時間に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、知事が別に定める。

附則

この訓令は、令和四年一月一日から施行する。